

## 医療安全管理に関する基本方針

福井県嶺南地域の中核的総合病院として住民の身体生命を守る役目を持つ市立敦賀病院(以下「当院」という。)は、職員が一丸となって患者の安心・安全に答えるべく医療安全に取り組まなければならない。

### 1. 患者中心の医療

医療は患者の命を守るために存在するのであり、医療に携わるものは常に患者を中心に考え行動しなければならない。経済的、社会的背景によらず患者が安心して医療を受けることができる環境を整えるよう努力するものとする。

### 2. 診療情報の共有

患者には、自分の医療の内容を知り、自らに行われる医療を自らが決定する権利がある。患者や家族が診療の目的、内容、効果、副作用、合併症、予後について十分理解し、医療上の意思決定や治療効果の向上を図ることができるようにする。また、医療従事者間でも患者の診療情報の共有を確実なものにし、安全で質の高い医療の実現を目指すものとする。

### 3. 医療安全に関する組織的取り組み

当院における医療安全管理は、医療安全対策委員会、医療安全推進会議、リスクマネジメント部会、医療安全管理室、事例検討会を設置している。院内の関係委員会及び部門と情報共有や対策の検討、評価を行い患者の安全確保を推進するため病院全体で取り組んでいくものとする。

### 4. インシデントの報告

インシデント等に関する情報は、早期に把握することが重要であるため、インシデントレポートや重大事態発生時は報告ルートに従い、迅速な対応に努めるものとする。

### 5. 機能する医療事故防止対策

医療事故防止のためのリスクの把握、分析、改善、評価については、各部署のリスクマネージャが医療安全管理室と共に行うものとする。この時、人間であれば誰もがエラーを起こす可能性があることをふまえ、インシデント等の根本的原因を究明し、システム指向の対応策の検討・実施を行うよう努めるものとする。

### 6. 適切な医療事故への対応

当院における医療を通じて、患者に何らかの傷害が発生した場合には、迅速かつ適切な臨床的対応を行い、救命や回復に全力を注ぎ、それとともに患者や家族に十分な情報提供を行う。さらに、発生した事態が、過失による医療事故か否かの判断や組織的な医療事故対応については、

病院長の指揮のもと、医療事例調査委員会を中心に、現場の職員とともに、迅速性、客観性と公正性を有する意思決定と行動をとり、患者やその家族、さらには社会への説明責任を果たしていくものとする。

## 7. 患者からの医療相談の実施

患者に納得のいく医療を提供するために、患者相談窓口(医療相談室)を設け、医療に関する患者の相談、意見、苦情等に耳を傾け、迅速に対応し、病院機能の一層の改善に積極的に活用していくものとする。

## 8. 医療安全情報の共有

安全で質の高い医療を提供するために必要な情報は、院内の職員全員で共有できるように、適宜、適切な方法(委員会・部会・推進会議・リスクマネジメント部会、ニュース、職員研修等)を用いて周知徹底するものとする。

## 9. 職員に対する教育研修

医療安全に関する知識や技術、コミュニケーション、チームワーク、危険予知力を含む総合力習得・強化するため、全職員に対して、研修を通じて継続的に教育を行うものとする。

## 10. 医療安全管理マニュアルの作成・更新

市立敦賀病院「医療安全管理マニュアル」を作成、周知し、必要に応じて適宜見直しをしていくものとする。

## 11. 医療安全管理に関する指針の公開

患者に安心して医療を受けていただくために、本院の医療安全管理に関する指針は、患者等の閲覧を可能とする。